



登場  
ページ

## 今週の専門用語

04

ページ

### セーフティネット保証5号

全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の80%を保証する制度。経済産業大臣が指定する業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同月比5%以上減少等の場合に対象となる。「貸事務所業」等を含め、現在151業種が指定されている。なお、セーフティネット保証5号の利用には、市区町村長の認定が必要となる。

05

ページ

### 正当な理由による対価の変更

国税庁は、賃料などの対価の変更が正当な理由に基づくものである例として、賃借人から修繕義務の不履行を理由に賃貸料の減額が求められ、賃貸料の額を減額した場合を挙げる一方、物価変動、租税公課等の増減を理由とする対価の額の変更は、正当な理由に該当しないとしている（平成31年10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A問32）。したがって、新型コロナウイルス感染症による賃料の減免は正当な理由に基づくものということになる。

10

ページ

### 配当決議の授権

剰余金を配当するためには株主総会の決議を経るのが原則だが、会社法上、剰余金の配当は取締役会が決定する旨を定款に定めることができることとされている（会社法459条1項4号）。このように配当決議を取締役に授権した場合には、取締役会の決議のみによって剰余金の配当を行うことができる。昨年11月18日に公表された「2019年度全株懇調査報告書」によると、定款で剰余金の配当等の取締役会への授権を規定している上場企業は748社（回答会社数1,759社）となっている。

From  
編集室

◆ある有識者が、現状を「明治維新の頃の日本のようだ」と表現していた。確かに新型コロナウイルスを『黒船』に例えればそういえるかもしれない。◆コロナ禍の定時株主総会では、全ての計算書類のウェブ開示が法務省令の改正により認められた。あくまで時限措置とのことだが、恒久措置とすることはできなかったのか。改正会社法による計算書類のウェブ開示の全面解禁は「改正会社法の公布日（2019年12月11日）から3年6ヵ月以内」とされているが、一度実現したウェブ開示を来年再び紙ベースに戻すことには違和感もある。◆現状はまさに惨事ではあるが、『黒船』を変化のきっかけとして利用すべきではないだろうか。（TAB）

#### 週刊T&Amaster 第834号

2020年5月18日発行（毎週月曜発行）

【編集人】 南館茂雄

【発行人】 村田幸雄

【発行所】 株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】 新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】 販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp